

総務委員会資料

令和3年第3回定例会提出予定議案の説明

諮問第2号

生活保護費返還金の督促に関する処分に係る審査請求について

資料1 諮問第1号に係る審査請求における審査請求人及び処分庁の主張等について

資料2 審査請求の制度について

令和3年8月31日
総務企画局

諮問第2号に係る審査請求における審査請求人及び処分庁の主張等について

1 審査請求に至るまでの主な経過

令和 2年 9月17日 本市は、審査請求人に対し、相続により収入があったことを理由に、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づき、費用返還額4,590,378円の決定を行った。

令和 2年11月20日 本市は、審査請求人に対し、生活保護費返還金の督促に関する処分（以下「本件処分」という。）を行った。

令和 2年11月26日 審査請求人は、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

2 審査請求人及び処分庁の主張

(1) 審査請求人の主張

ア 審査請求人は、資力が発生していないと考えており、また、不正受給でもない金銭を、諸経費や自立更生費を控除せずに請求を行っているため、本件処分は違法又は不当である。

イ 審査請求人は、生活保護法第63条の規定に基づく費用返還額の決定に係る処分について神奈川県知事に対して審査請求を行っているところ、当該審査請求の裁決前に本件処分がなされたため、本件処分は違法又は不当である。

(2) 処分庁の主張

ア 本件処分は、法第63条に基づく費用返還金額決定処分を行い、納期限を設定した納入通知書及び納付書を同封し、審査請求人宛に通知したところ、納期限までに本件返還金の納付が確認できなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項、川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号）第5条及び川崎市債権管理規則（平成26年川崎市規則第18号）第4条の規定に基づき、適正に行ったものである。

イ 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25条第1項は、審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない旨規定しており、神奈川県知事に対し本件費用返還金額決定処分についての審査請求がなされていたとしても、本件処分が妨げられるものではない。

ウ 原処分である法第63条に基づく費用返還金額決定処分は、法第19条第4項及び川崎市福祉事務所長委任規則（昭和47年川崎市規則第24号）本則第3号シの規定に基づき、川崎市長から委任を受けた川崎市高津福祉事務所長が行ったものであり、法第64条によれば、当該費用返還金額決定処分に係る審査請求の審査庁は神奈川県知事であるから、本件審査請求において本件費用返還金額決定処分自体の違法又は不当を争うことはできない。

エ よって、本件処分については、何ら違法又は不当なものではない。

3 審理員意見書の内容

本件について、審査庁が審理員を指名し審理手続を行わせていたところ、令和3年3月2日に審理員から次のとおりの意見書が審査庁に提出された。

(1) 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本件処分の前提となる本件費用返還金額決定処分についての審査請求は、神奈川県知事に対してすることになる。本件審査請求の審査庁である川崎市長は、本件処分の審査請求において本件費用返還金額決定処分についての適否及び当否を判断することはできない。

イ 本件処分は、地方自治法第231条の3第1項、川崎市債権管理条例第5条及び川崎市債権管理規則第4条の規定に基づいて、本件返還金の納期限後20日以内に、督促状送付の日から10日以内を期限として行われているから、適法かつ妥当である。

ウ 行政不服審査法第25条第1項は、審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないと規定しており、神奈川県知事に対し本件費用返還金額決定処分についての審査請求がなされていたとしても、本件処分が妨げられるものではない。

審査請求の制度について

1 概要

審査請求とは、違法又は不当な処分について、その取消を求めため、処分庁の上級行政庁（審査庁）に対して行われる不服申立てである。

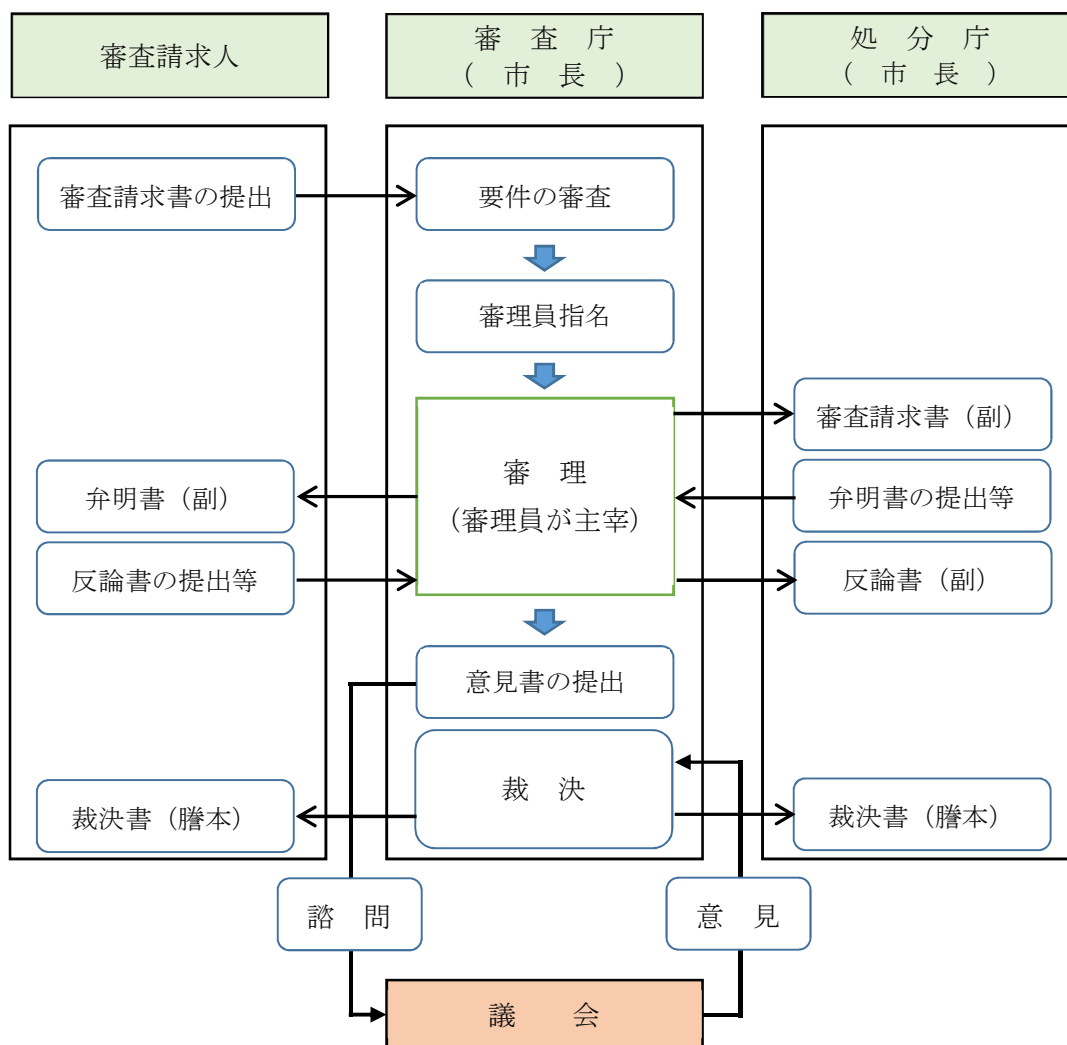
今回の審査対象である生活保護費返還金の督促に関する処分については、地方自治法第231条の3第7項の規定により、審査請求がされた場合には、議会へ諮問をした上、裁決をしなければならないことから、議会へ諮問を行うものである。

2 対象

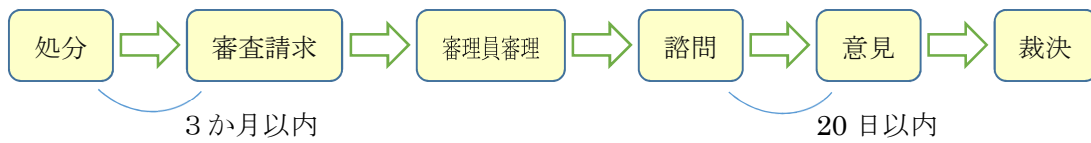
行政庁が行った行政処分が、審査請求の主な対象となる。

本件では、生活保護費返還金の督促に関する処分に対して審査請求がされている。

3 手続



4 期間



5 裁決の種類

裁決の種類として、次の3種類がある。

(1) 却下

審査請求が要件を満たしておらず、不適法な場合になされる。

(2) 棄却

処分が違法又は不当であると認められず、審査請求に理由がない場合になされる。

(3) 認容

処分が違法又は不当であると認められ、審査請求に理由がある場合になされ、審査庁は処分の全部又は一部の取消しができる。

6 審理員による審理について

審査請求をされた審査庁は、審査請求が適法な場合には、審査庁に所属する職員の中から、処分に関与していない者を、審理手続を行う者（審理員）として指名することとされている。

審理員は審理手続を指揮し、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書を作成し、事件記録とともに審査庁に提出することとされている。

7 審査請求と訴訟との関係

審査請求人は、裁決を経てなお処分について不服がある場合は、原則として裁決があったことを知った日から6か月を経過するまでは、取消訴訟を提起できる。

なお、本件は審査請求前置とされている処分であるため、審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分について取消訴訟を提起することができない。ただし、審査請求を行ってから3か月を経過しても裁決がない等正当な理由があれば直接訴訟を提起できる。